

行方市公告第 86 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 7 項の規定により、地域計画(案)及び目標地図(案)を下記のとおり縦覧に供する。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 7 年 12 月 3 日

行方市長 高須敏美

記

1 縦覧期間

自 令和 7 年 12 月 3 日(水)
至 令和 7 年 12 月 16 日(火)
(土曜日、日曜日、祝祭日を含む)

2 縦覧場所

行方市役所 経済部 農林水産課窓口(北浦庁舎) 行方市山田 2564-10
行方市ホームページ

3 縦覧時間

行方市役所 経済部 農林水産課窓口(北浦庁舎) 行方市山田 2564-10
月曜日から金曜日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土・日・祝日等を除く)
行方市ホームページ
24 時間

4 意見書の提出方法

意見書は書面にて行い日本語に限ります。提出は持参、郵送、ファックス及び電子メールによるものとします。意見書には住所、氏名、連絡先、該当地区を必ず記載してください。地域計画(案)以外のことに関する意見書は提出できません。

5 意見書の処理

意見書については、地域計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を合わせて地域計画として公表しますので個別の回答は行いません。

なお、意見書の内容を公表する場合、個人が特定され、個人情報や財産等を害するおそれのある場合は公表を控えさせていただきます。

6 意見書の提出先

持参または郵送先 〒311-1792 行方市山田 2564-10 行方市農林水産課
FAX 番号 0291-35-3258
メールアドレス name-nosui-nousei@city.namegata.lg.jp